

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

2 説明会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和4年3月23日(水) 14時00分～14時50分	神奈川県人会館 (1階 研修室) 横浜市港北区大豆戸町593-1 アーバンテラス新横浜1階	10名	神奈川県税務署 ☎045-544-0141 (代表) 法人課税第2部門 (内線421)
令和4年4月19日(火) 14時00分～14時50分	神奈川県人会館 (1階 研修室) 横浜市港北区大豆戸町593-1 アーバンテラス新横浜1階	10名	神奈川県税務署 ☎045-544-0141 (代表) 法人課税第2部門 (内線421)

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、「予約制」とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- ご参加の際にはマスクの着用をお願いします。
- 御来場の際には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



神奈川県税務署

公益社団法人 神奈川県人会